

無戸籍でお困りの方々へ

【[無戸籍解消までの道のり（法務省のホームページへ）](#)】

法務省では、出生の届出がされておらず、無戸籍となっているの方々について、その実情に応じた案内をするため、全国各地の法務局に相談窓口を設け、戸籍をつくっていただくための手続案内をする等、様々な取組を行っています。

また、戸籍に記載されていない方をご存じの方も、ご相談ください。

【相談窓口】

福岡法務局民事行政部戸籍課

092-721-9334

（平日8時30分～17時15分）

なお、全国の弁護士会及び法テラスにおいても相談を受け付けています。

⇒ [《福岡県弁護士会（外部リンク）》](#)

⇒ [《法テラス福岡（外部リンク）》（無料の法律相談について）](#)

⇒ [《法テラス福岡（外部リンク）》（弁護士等費用の立替制度について）](#)

【[民法等の一部を改正する法律について](#)】

令和6年4月1日から、民法等の一部改正が施行され、嫡出推定制度や嫡出否認制度が変わりました。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



民法改正

嫡出推定制度が新しくなりました

- 母が再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定されます。
- 子や母も嫡出否認の訴えを提起できます。
- 嫡出否認の訴えの出訴期間が3年に伸長されました。

令和6年4月1日施行

改正法は、原則として、令和6年4月1日以後に生まれる子に適用されます。
ただし、**令和6年4月1日から1年間に限り**、令和6年4月1日より前に生まれた方やその母も、嫡出否認の訴えを提起できます。

改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

